師弟約定證

縣　　郡市　　町村　　番地

年　　月　　日生

右者今般貴殿と師弟の約定を爲し長物裁縫修業致度就ては年限中左の條々を約定し堅く相守可申候

第一條　修業年限を昭和　年　月　日より昭和　年　月　日迄滿　ヶ年間とし萬事貴殿の指揮に隨ひ無怠慢修業致可申は勿論一身一家に關する非常の病災を除く外決して利己の爲契約を違變仕間敷候事

第二條　修業年限中は不正實の行爲に依り生ずる損害金は勿論中途解約又は逃走失踪したる時は修業日數一日に付金四拾錢宛の損害金を約定主及身元引受人に於て連帶責任を以て即時賠償可

財團法人 協調會福岡出張所